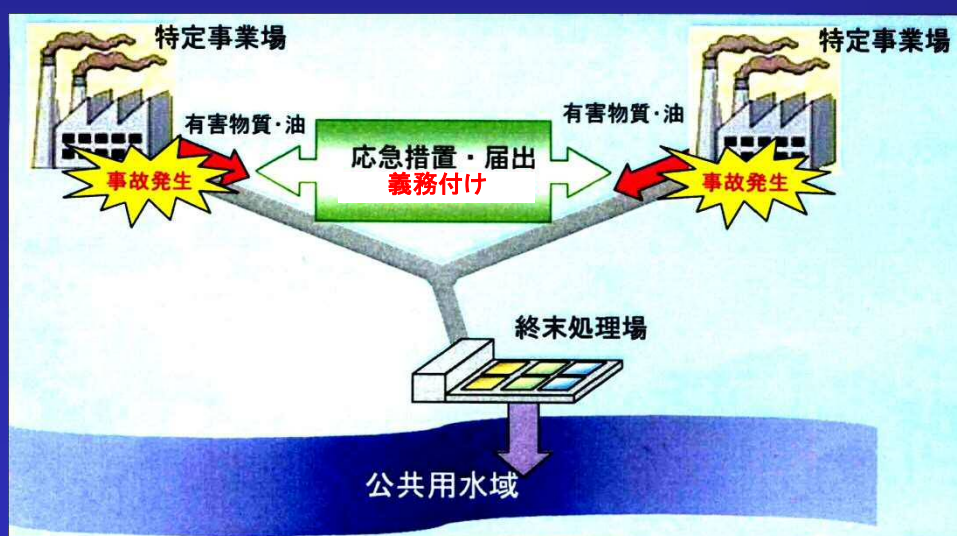


# — 事故時の措置 —

(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流出する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

事故が発生した場合は、下水道施設での対応もあるため、直ちに、裏面の連絡先へ連絡してください。

## <事故時の措置の概要>



### (1) 有害物質流出事故とは

- ・ **有害物質等流出事故**とは、自然災害等発生原因を問わず特定事業場内において除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、**有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流出**するような事態です。

### (2) 事故時の対応（下水道法第12条の9）

- ・ 平成17年11月より特定事業場における**事故時の措置が義務付け**されました。
- ・ 特定事業場で事故が発生した場合には、**事故時の応急措置、公共下水道管理者への届出**が必要です。（**事故が発生した場合、直ちに裏面の連絡先に連絡**ください）
- ・ 適切な応急の措置が講じられていない場合は、**公共下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命じます**。
- ・ 応急の措置の命令に違反した場合、**罰則**が適用されます。

## 事故時の措置の対象となる物質及び油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふつ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

## 事故時の連絡先一覧

事故が発生した場合には、直ちに、下記まで連絡ください。

① 平日昼間（午前8:30～午後5:15まで）

上下水道局下水道部下水道水質課工場排水指導担当    044-200-2878

② 夜間及び土日、祝祭日

事業場の処理区域の水処理センター

- ・ 入江崎処理区                      入江崎水処理センター    044-287-5220
- ・ 加瀬処理区                        加瀬水処理センター     044-587-3031
- ・ 等々力処理区                      等々力水処理センター    044-799-9548
- ・ 麻生処理区                      <夜間>                      (午後5:15～午前8:30まで)
- 等々力水処理センター    044-799-9548
- <土日、祝祭日昼間>    (午前8:30～午後5:15まで)
- 麻生水処理センター     044-989-1170

<通報内容>

① 発信者の所属（事業場名等）、氏名、連絡先（電話番号等）

② 事故の概要

- ・ 事故発生（発見）日時
- ・ 事故発生事業場名、所在地、流出箇所
- ・ 流出物質、流出量、濃度
- ・ 現状の流出継続の有無

③ 事故原因

④ 応急措置内容

※ 全てが把握できていない時点でも、逐次通報してください。

(連絡先)    〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（第2庁舎4F）  
 川崎市上下水道局下水道部下水道水質課    TEL 044-200-2878  
 川崎市上下水道局ウェブサイト  
<http://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083554.html>